

新型コロナウイルスに係る政府緊急事態宣言解除に当たっての今後の住民生活に関する要請及び市の対応等について

蕨市新型コロナウイルス感染症対策本部

県内において新型コロナウイルスの新規感染者数が限定的となったこと等を鑑み、政府が4月7日に発出した埼玉県を含む7都府県に対して新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」（同月16日には対象を全国に拡大。同時に埼玉県を含む13都道府県を特定警戒都道府県に指定。その後、5月4日には緊急事態宣言の延長措置を発出。同14日には39県、同21日には関西3府県に対し宣言を解除。）につきましては、25日に埼玉県他4都道県において解除されました。

しかしながら、本県は緊急事態宣言が解除された後も、感染状況をモニタリングしながら「新しい生活様式」を徹底し、引き続き感染拡大の防止に努めることとされています。

本市におきましても、過日、政府専門家会議より提言された「新しい生活様式」の実践例（詳細は、別添参照）を踏まえて、住民の皆様の日常生活等について以下の通り要請することとします。

【政府専門家会議より提言された「新しい生活様式」の実践例について（要約）】

1. 一人ひとりの基本的感染対策

・感染防止の3つの基本

- ① 身体的距離の確保：人との間隔はできるだけ2メートル（最低1メートル）空ける、会話をする際は、可能な限り真正面を避ける等
- ② マスクの着用：外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ③ 手洗い：家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う等

・移動に関する感染対策

感染が流行している地域からの移動及び同地域への移動、また帰省、旅行は控える。地域の感染状況に注意すること等

2. 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ・まめな手洗い、手指消毒、咳エチケットの徹底、こまめな換気、「3密」の回避、毎朝の体温測定や健康チェック、発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養等

3. 日常生活の各場面別の生活様式

- ・買い物：通販の利用、1人または少人数で空いた時間に、電子決済の利用等
- ・娯楽、スポーツ：公園は空いた時間、場所で、ジョギングは少人数で、予約制の利用等
- ・公共交通機関の利用：会話は控えめに、混んでいる時間を避けて、徒歩や自転車の利用等
- ・食事：持ち帰りや出前、デリバリーの利用、料理は個々に、対面ではなく横並びに座る等
- ・冠婚葬祭などの親族行事：多人数の会食は避けて、発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

4. 働き方の新しいスタイル

- ・テレワークやオンライン勤務、時差通勤の利用、会議・名刺交換はオンラインで、対面での打合せ等では、定期的な換気とマスクの着用を心掛ける

【市主催のイベント等の開催及び公共施設の利用等について】

- ・市主催のイベント等の開催及び公共施設の利用に当たっては、「新型コロナウイルス感染防止を踏まえたイベント等の開催及び公共施設の利用に関する方針」を策定し、感染防止対策を講じたうえで、順次、開催及び利用を開始できることとします。
- 併せて、市民団体等に対しても市の対応に準じて取扱うよう周知します。

【小中学校の授業再開等について】

- ・在籍児童、生徒は6月1日から登校することとし、新入学児童、生徒は6月1日午後からの入学式から登校することとします。感染の予防に留意した上で、分散登校を行った後に15日から通常授業を再開します。
- ・夏季及び冬季休業の期間を短縮するなど授業時数の確保に努めます。

【保育園・留守家庭児童指導室について】

- ・引き続き、感染の予防に留意した上で保育を行います。保護者が自宅で保育することが可能な方については、感染予防の観点から、保育園は6月中を目安に、留守家庭児童指導室は学校の分散登校期間中は、登園・登室を控えるよう要請します。

【蕨市新型コロナ緊急対策（第2弾）の実施を予定】

- ・第1の緊急生活、経済支援として、市内の全ての家庭、事業所の水道料金について、基本料金を2か月分、無料化する措置を講じます。
 - 第2の子どもたちの教育環境整備として、今後の小中学校におけるオンライン学習などにも対応できるよう、GIGAスクール構想に基づく児童生徒へのパソコン整備を一部前倒して実施します。
 - 第3の公共施設の感染予防対策の強化として、公共施設でイベントなどを開催する際に、参加者の発熱状況を測定できる機器（サーマルカメラ）及び非接触型の体温計を整備し、各避難所にも配備します。
- 補正予算を6月議会に提出予定。（水道基本料金の無料化除く。）

【新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく特別定額給付金】

- ・特別定額給付金については、5月29日に申請書を発送し、6月11日より順次支給を開始します。感染予防の観点から申請は郵送でお願いいたします。また、マイナンバーカード（署名用電子証明書が付加されているもの）をお持ちのかたは、マイナポータルの「ぴったりサービス」からオンライン申請が可能となっています。
- なお、窓口での混雑緩和のため、電話でのお問い合わせにご協力ください。（特別定額給付金担当 0570-093-111 午前8時半～午後5時15分 土日、祝休日除く）

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定